



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 6 6 号 令和 7 年 9 月 2 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
4 5 2	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	管財課
4 5 3	身体障害者福祉法の規定による医師を指定 した件	障がい福祉課
4 5 4	保安林の指定施業要件を変更する予定にし た件	森林土木・保全課
4 5 5	都市計画を変更しようとする件	都市計画課 まちづくり室

【 公安委員会告示 】

番 号	表 題	担当課名
1 0	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を 公表する件	

徳島県告示第四百五十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年九月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

令和七年度教育用パソコン 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和七年八月六日

四 落札者の氏名及び住所

四国通建株式会社

愛媛県今治市南大門町一丁目一番地の一五

五 落札金額

四千八百八十一万九千百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和七年六月十日

徳島県告示第四百五十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和七年九月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

氏 名	診療科目	診断する障害の種類	従 事 す る 医 療 機 関			指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地		
佐古田 竜之介	整形外科	肢体不自由	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田九番地		令和七年九月一日
福田 雄介	同	同	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三二		
辻本 賀美	内科	呼吸器機能障害	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島二二〇		
松本 利加子	同	同	那賀町立上那賀病院	那賀郡那賀町小浜一三七番地一		
岩永 将輝	同	心臓機能障害	同	同		
坂東 遼	循環器内科	同	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目五〇の一		
山本 正樹	心臓血管外科	同	同	同		
松田 拓	脳神経外科	肢体不自由	同	同		
稲垣 太造	腎臓内科	じん臓機能障害	同	同		
林 二三男	整形外科	肢体不自由	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ八一五の二		
松岡 賢市	血液内科	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目五〇の一		同
藏本 俊輔	救急科	ぼうこう又は直腸機能障害	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノロ一〇三番地		同
森脇 笙	内科	音声、言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生一二七〇番地三〇		同
山下 貴央	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害	徳島市民病院	徳島市北常三島町二丁目三四番地		同

徳島県告示第四百五十四号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年九月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

勝浦郡上勝町大字福原字杉地一二四の一から一二四の三まで、一二五の一から一二五の三まで、一二九の一、一二九の三から一二九の七まで、一三〇の一から一三〇の六まで、一三一の一から一三一の六まで、一三二の一から一三二の五まで、一三三の一七から一三三の二〇まで、一三三の三九から一三三の四八まで、一三四の一から一三四の四まで、一三五の一から一三五の三まで、一三六の一から一三六の五まで、一三七の一から一三七の五まで、一三八の一から一三八の三まで、一三八の五から一三八の一二まで、一三九の二、一三九の三、一三九の七、一三九の八、一四一の一、一四一の三、一四二の一、一四二の二、一四五の一、一四五の三、一四五の六、一四六の一、一四六の二、一四六の八、一四六の二三から一四六の一八まで、一四六の二二、一四六の二三、一四七の一、一四七の二、一四八の一、一四八の二、一四九の一から一四九の四まで、字月ヶ谷三九の二、五二・五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五八、五九の一、六〇の一・六一・六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六三、六七の一から六七の四まで、六八、六九の一、六九の二、七〇の一、七一、字中山一三〇の一から一三〇の三まで、一三〇の七、一三六、字吉ヶ平三二の一、三二の二、三二の四、三二の五、三四の一、三四の二、三四の五、三四の六、三五の一、三五の三、三六の四、四三の一から四三の四まで、四四、四五の一から四五の六まで、四六の一、四六の二、四七の一から四七の六まで、四七の一〇、四八の一から四八の五まで、四九の一、四九の二、大字旭字木屋谷四三、四五、四八の一、四八の四から四八の八まで、四八の一〇、四八の二〇、四八の二一、字龍谷三八の三八から三八の四一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、徳島県に意見書を提出することができる。

令和七年九月二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
牟岐都市計画道路一・五・一号 牟岐海陽線	一 追加する部分 海部郡海陽町多良字コモク谷及び字大縄 二 削除する部分 なし 三 変更する部分 海部郡海陽町多良字梅田、字井櫛ノ本、字三反田、字土取及び字上ゴソ、高園字風呂ノ本及び字馬路、野江字東川原、字南前、字大谷、字中澤及び字轟、穴喰浦字那佐、字中角及び字山後、中山字穴喰谷、久保字板取、字北田、字松本及び字中角並びに日比原字馳馬の各地内

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び高規格道路課並びに海陽町建設防災課

三 縦覧期間

令和七年九月二日（火曜日）から同月十六日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

徳島県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和7年9月2日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和7年10月6日（月）から同月10日（金）まで及び同月14日（火）の6日間（10月6日は午前10時から午後4時50分まで、同月7日から同月10日までの4日間は午前9時から午後4時50分まで、同月14日は午前9時から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、10月6日の午前9時から午前9時20分までとする。

イ 追加取得講習

令和7年10月9日（木）、同月10日（金）及び同月14日（火）の3日間（10月9日は午後2時から午後4時50分まで、同月10日は午前9時から午後4時50分まで、同月14日は午前9時から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、10月9日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて30人

2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第２３条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第４条に規定する２級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上３号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和６１年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上３号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、３号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（０９０－９５５５－１１２３）に電話をし、受講の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和７年９月１６日（火）から同月１９日（金）まで

b 追加取得講習

令和７年９月１７日（水）から同年１９日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が３に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話１回につき、１人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

- (ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。）
1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

- (イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は、次に掲げるとおりとする。

a 新規取得講習

- (a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「施行細則」という。）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

- (b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

- (c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

- (d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

- (e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

3号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までに掲げるいずれかの書面

- (ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書（施行細則第6条第2項に規定する誓約書をいう。）及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

(3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和7年9月22日（月）及び同月24日（水）から同月26日（金）までの間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

(5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては38,000円を、追加取得講習にあつては14,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本及び警備業関係法令集を持参すること。

(3) 日程を変更する場合の措置

天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更する場合は、講習申込者又は受講者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

(4) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。